

平成 29 年度富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 中川 敏裕

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

職業能力開発事業に関する財務事務の執行及び管理について

3 監査テーマ選定の理由

人口減少、少子高齢化が急速に進行し、幅広い産業で人手の確保が課題となっている。また、産業構造の変化、雇用形態の多様化、グローバル化による企業間競争の激化及び IoT 等の劇的な IT 技術の進歩により職業能力開発を取り巻く社会情勢が大きく変化しているものと考えられる。

このような社会情勢の中、富山県は、職業能力開発促進法に基づき、従来から「富山県職業能力開発計画」を策定し、職業能力開発校である富山県技術専門学院における教育訓練や民間教育訓練機関を活用した離職者訓練等によって、適切な職業能力を有する人材の育成に努めている。

このことから、県民の関心は、職業能力開発を取り巻く情勢の大きな変化に対し、社会情勢や地域産業のニーズに合った適切な職業能力を有する人材を育成できているかどうかという点にあるものと考えられる。

以上の理由から、当年度の包括外部監査においては、職業能力開発事業について検証を行うことに意義があると判断し、特定事件として選定した。

4 監査対象年度

原則として平成 28 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成 29 年度についても対象とした。

5 監査の着眼点及び主な監査手続

(1) 主な監査の着眼点

- ・ 職業能力開発事業に係る計画が適切に策定されているか。また、当該計画に基づく関係の事業が順調に進捗しているか。
- ・ 職業能力開発校の管理、運営は効率的なものとなっているか。
- ・ 職業能力開発事業に係る財務事務の執行、施設物品の管理は法令等に則り

適切に行われているか。

- ・ 教育訓練内容は、社会情勢や地域産業のニーズ等の変化に対応し、適宜、見直されているか。
- ・ 職業能力開発校と民間教育訓練機関との連携が効果的に実施されているか。

(2) 主な監査手続

職業能力開発事業に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、施設物品の管理状況の検証を中心として、監査を実施した。

(3) 監査対象

① 監査対象とした事業

- ・ 職業能力開発事業

② 監査対象とした部署

- ・ 富山県商工労働部職業能力開発課
- ・ 富山県技術専門学院 本校
- ・ 富山県技術専門学院 新川センター
- ・ 富山県技術専門学院 砺波センター

6 監査実施期間

平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月までである。なお、平成 29 年 5 月から 7 月までは特定事件の選定、監査人補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7 監査担当者、その資格及び利害関係

包括外部監査人	公認会計士	中川 敏裕
補助者	公認会計士	越田 圭
	公認会計士	谷口 明
	公認会計士	吉岡 勇雄
	公認会計士試験合格者	堀江 慎太郎

包括外部監査人の対象としたテーマについて、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8 指摘事項及び意見の定義

当報告書に記載する指摘事項及び意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反してい

る場合、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理的に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

今回の監査においては、指摘事項が1、意見が27という結果となった。

9 指摘事項及び主な意見の要約

(1) 職業能力開発事業に関する計画

「第9次富山県職業能力開発計画」において策定した目標の実施結果は、平成27年度富山県職業能力開発審議会（平成28年3月29日開催）において報告されているが、この段階においては一部最終結果がまとまっていない目標指標があった。

最終結果については、平成28年度第1回富山県職業能力開発審議会（平成28年7月25日開催）における参考資料として示されているが、平成28年度第1回富山県職業能力開発審議会の議事要旨を閲覧する限り、正式な議題として報告されていないように見受けられる。

(主な意見)

すべての目標について最終結果がまとまった段階で、改めて正式な議題として富山県職業能力開発審議会に報告する必要があると考えられる。

(2) 職業能力開発事業の現況

富山県職業能力開発計画に基づき、職業能力開発事業の執行を行うに当たり、県立職業能力開発校が、多様なニーズに的確に対応し、幅広い観点から支援していくためには、企業や民間教育訓練機関との連携などのコーディネート機能の強化を図っていくとともに、行政のスリム化という要請に的確に応えるため、県立職業能力開発校全体として効率的・効果的な運営を行うための組織体制の構築を図っていく必要があると考えられる。

①訓練内容に関する企業からの意見聴取

富山県は企業での実習を組み合わせたデュアルシステム訓練を実施していることから、企業から訓練内容に関して意見を聴取しているかどうか、担当者に質問したところ、意見は聴取しているということであるが、企業のニーズを具体的に反映できているかどうか分かりづらい点があった。

(主な意見)

職業訓練は、企業への就職を目的として行うものであることから、企業から訓練内容に関して意見をこれまで以上に聴取し、企業のニーズをより具体的に反映した職業訓練を行う必要があると考えられる。

②ハローワークとの連携

離職者訓練の定員に対する入校者の充足状況を検証したところ、例えば、本校、新川センター及び砺波センターにおける介護職員（初任者）養成科等、定員の充足状況が芳しくない訓練科が散見された。

離職者訓練の受講対象者は、ハローワークに求職した者のうち訓練の受講指示または受講推薦が出た者に限定されているため、募集等の強化により、入校者数の増加が見込めるものではないとのことであるが、ハローワークに対し情報提供を行い、訓練の受講指示または受講推薦を受ける者の増加を促すような取組みを行うことが富山県の役割として重要であると考えられる。

(主な意見)

ハローワークとの連携を強化し、ハローワークにおいて求人ニーズが高い職種に関するセミナーを開催することなどにより、求職者の当該職種への理解を深め、訓練を誘導する取組みをさらに進める必要があると考えられる。

(3) 財務事務執行の適正化

案件番号	H28 の 127
委託訓練科名	医療・調剤事務科
対象者	一般離転職者
契約の締結方法	指名競争入札
落札者又は契約の受嘱者	㈱ニチイ学館
入札参加者数 (辞退者等も含む)	(H28) 指名業者 (2 者) : ㈱ニチイ学館 [落札] 他 1 者 [辞退] (H27) 指名業者 (2 者) : ㈱ニチイ学館 [落札] 他 1 者 [棄権]
落札率	(H28) 100% (H27) 100%

これは、砺波センター管轄の委託訓練である。複数年度で継続して、指名民間教育訓練機関が 2 者しかおらず、かつ、そのうち 1 者が辞退又は棄権していることにより、標準単価の上限による落札が継続しているものと考えられる。

まず、指名民間教育訓練機関が少なくなる理由について、県の担当課に確認したところ、以下の説明があった。

①就職を目的とした訓練であり、委託先の条件は、国の要綱により定められていることから、就職実績を有する民間教育訓練機関を指名せざるを得ないこと、

②訓練体制を担保するために、指名にあたっては事前に、教育訓練実績を確認するとともに講師名簿の提出を求め、実効性を担保する必要があること、

以上から、訓練を受託できる民間教育訓練機関は限られることに加え、民間教育訓練機関は自身で行う教育訓練及びポリテクセンター¹から受託した支援訓練の状況も踏まえて講師や教室を手配する関係から、一つの訓練を落札すると他の指名競争訓練に対応できないため、その場での辞退、棄権が生じている。

上記の回答によると、特定の地区において訓練を受託できる民間教育訓練機関

¹ 正式名称は、「機構立 富山職業能力開発促進センター」(所在地：高岡市八ヶ)

が限られることが理由の一つとして挙げられている。一方で、委託訓練に関する募集チラシを閲覧したところ、訓練科が同じものであれば、地区ごとに訓練内容に相違があるようには見受けられなかった。

本件は砺波センター管轄の委託訓練であるが、本校や新川センター管轄の委託訓練においても同様の事例が発生している。

(主な意見)

標準単価の上限による落札が継続しているものと考えられることから、ポリテクセンターとの情報交換などを図り、受託先の開拓に取り組む必要があると考えられる。

本件と同様に、標準単価の上限による落札が継続している委託訓練が、各地区で他に7件発見された。

(4) 財産の管理

職業訓練等を行うために技術専門学院の施設を利用しようとする者（訓練生を除く）は、あらかじめ「施設利用申請書」を知事に提出し、承認を受ける必要がある。（富山県技術専門学院条例第9条第1項、同規則第11条）

また、職業訓練等以外の目的での同施設の使用は、特定の場合に限られてくるが、「行政財産使用許可申請書」に基づいて許可を受けることができる。（富山県財産管理規則第17条第1項）。

そこで、平成28年度の施設利用申請書及び関連資料を通査し、特に「利用の目的」の妥当性について検討を行った。その結果、「催事の打ち合わせ」、「児童団体の活動」のように、職業訓練等以外の目的でセミナー室を使用している事例が散見された。

職業訓練等以外の目的のためにセミナー室等を使用しようとする者は、施設利用申請による利用承認ではなく、行政財産使用許可申請による使用許可を受ける必要があるものと考えられる。

(指摘事項)

セミナー室等の利用承認を行うに当たっては、職業訓練等の目的に該当するかどうかを厳格に判断し、職業訓練等に該当しない使用目的の場合は、行政財産使用許可申請に基づく使用許可の判断を行うべきである。

以上